

第60号議案

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に
関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和4年2月2日

滋賀県教育委員会

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に
関する知事への意見について

格別の意見はない。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

- ・一般職の職員の期末手当の支給月数を0.15月分引下げ【令和4年6月支給分から改定】
- ・再任用職員の期末手当の支給月数を0.1月分引下げ【令和4年6月支給分から改定】
- ・会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引下げ【令和4年6月支給分から改定】
- ・令和3年度引下げ月数相当額について、令和4年6月期の期末手当で減額調整

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和3年10月11日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 令和4年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の120に引き下げることとします。

また、再任用職員の支給割合を100分の67.5に、会計年度任用職員の支給割合を100分の125に引き下げることとします。（第17条および第31条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

(3) 令和4年6月期に支給する期末手当に関する特例措置について規定することとします。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 17 条第 1 項の項の次に次のように加える。

第 17 条第 2 項	100 分の 120	100 分の 125
-------------	------------	------------

第 31 条第 3 項中「おいて」の右に「読み替えて」を加える。

第 35 条第 2 項の表第 17 条第 1 項の項の次に次のように加える。

第 17 条第 2 項	100 分の 120	100 分の 125
-------------	------------	------------

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下この項において「新学校職員給与条例」という。）第 17 条第 2 項（同条第 3 項もしくは滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年滋賀県条例 号）第 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による改正後の滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年滋賀県条例第 8 号）第 8 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合または新学校職員給与条例第 31 条第 2 項もしくは第 35 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下この項において「学校職員給与条例」という。）第 17 条第 4 項（新学校職員給与条例第 35 条第 2 項において読み替えて準用する場合または滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 4 号。以下この項において「育児休業条例」という。）第 16 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 項（新学校職員給与条例第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合、新学校職員給与条例第 35 条第 2 項において準用する場合または育児休業条例第 16 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）もしくは第 6 項（新学校職員給与条例第 31 条第 2 項もしくは第 35 条第 2 項において準用する場合または育児休業条例第 16 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 23 条第 1 項（学校職員給与条例第 38 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 2 項、第 4 項もしくは第 6 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）もしくは第 38 条第 2 項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 10 号）第 4 条第 1 項または滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 56 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、学校職員給与条例等（学校職員給与条例、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）または滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）をいう。以下こ

の項において同じ。)の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(学校職員給与条例等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号および第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職 127.5分の15

イ 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員 167.5分の10

(2) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された再任用職員をいう。) 72.5分の10

(3) 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。) 127.5分の5

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例 新旧対照表

旧			新														
<p>第1条から第16条の2まで 省略 (職員の期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第17条の3から第30条まで 省略 (第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 第17条(第3項および第4項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第17条第1項</td> <td>第23条第6項</td> <td>第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項	(新設)			<p>第1条から第16条の2まで 省略 (職員の期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第17条の3から第30条まで 省略 (第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 第17条(第3項および第4項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第17条第1項</td> <td>第23条第6項</td> <td>第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項</td> </tr> <tr> <td>第17条第2項</td> <td>100分の120</td> <td>100分の125</td> </tr> </table>			第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項	第17条第2項	100分の120	100分の125
第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項															
(新設)																	
第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項															
第17条第2項	100分の120	100分の125															

第 17 条第 5 項	各給料表	第 31 条第 1 項の規定の適用を受ける第 1 号会計年度任用職員が第 2 号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第 3 項
	規定する合計額	規定する額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該額

3 前項において準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額(日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額)とする。

第32条から第34条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第35条 省略

2 第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 17 条第 1 項	第 23 条第 6 項	第 38 条第 4 項において読み替えて準用する第 23 条第 6 項
(新設)		
第 17 条第 4 項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれ

第36条以下 省略

第 17 条第 5 項	各給料表	第 31 条第 1 項の規定の適用を受ける第 1 号会計年度任用職員が第 2 号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第 3 項
	規定する合計額	規定する額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該額

3 前項において読み替えて準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額(日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額)とする。

第32条から第34条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第35条 省略

2 第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 17 条第 1 項	第 23 条第 6 項	第 38 条第 4 項において読み替えて準用する第 23 条第 6 項
第 17 条第 2 項	100 分の 120	100 分の 125
第 17 条第 4 項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれ

第36条以下 省略